

諮問番号：平成29年度諮問第28号

答申番号：平成29年度答申第29号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

- (1) 対象児童は、平成11年7月に自閉スペクトラム症と診断され、SM社会生活能力検査から日常生活に著しい制限を受け、発達性協調運動障害及び知的障害・性的逸脱行為は、考慮されるべき身体的及び精神的機能であるから、認定基準に該当すること。
- (2) てんかんについては、水泳・スキーの行動制限が解除されたが、継続観察中であること。
- (3) 対象児童の状態及び困難さを如実に表している発達性協調運動障害及びSM社会生活能力検査が一切考慮されていないこと。
- (4) 対象児童は、自分の非を認めないこと、意思疎通が難しいこと、感覚が鈍いこと、力の加減が難しいこと、距離感が乏しいこと、教具や持ち物、衣類等は一定の基準のものにこだわることなどの困難さを抱えており、親が感じている育てにくさがあるのに原処分はこれらを軽視していること。
- (5) 対象児童の障害が消失したわけでもないのに、資格喪失とするのは甚だ疑問であり、非該当になるように当てはめたように思えること。
- (6) 手当は、対象児童に合った文房具や日用品、公共交通機関での移動学習などの交通費に充てており、対象児童の福祉の増進が図られていること。
- (7) 処分庁は、てんかん発作が落ち着いていることを非該当理由とするが、過去の認定では、てんかん発作がなくても2級認定されていること。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、嘱託医師の審査判定及び診断書に基づき、認定要領及び認定基準に照らし合わせて、次のとおり判断し、原処分を行ったところであり、その判定内容については、適正なものであり、違法又は不当な点はない。
 - ア 知能指数は71の軽度であること。
 - イ コミュニケーションの困難さは認められるが、てんかんの行動制限が解

除され、性的逸脱行動も今のところないとされ、不適応な行動が常時・頻回に出現するとは認められないこと。

ウ 日常生活の動作は、手技が自立していること。

エ てんかんは、2年間痙攣がなく落ち着いた状態であること。

オ 上記アからエまでの事実から、一定の障害の状態にあることは認められるが、総合的に判断して、認定要領に示す2級の基準である日常生活が極めて困難なものに該当するとまではいえないこと。

カ 審査請求人の主張に対しては、審査請求人が主張する事実や養育の困難さについて理解するが、診断書に記載された内容に基づき、発達性強調運動障害及びSM社会生活能力検査の結果や問題行動等を踏まえて認定基準に照らして総合的に判断しており、審査請求人の主張を認容することはできない。

(2) 平成26年11月の認定時の診断書では、平成26年2月のてんかん発作により脳波等の定期検査を受けているとされ、本件の診断書では、定期検査を受けているものの2年間発作がなく、平成28年8月に行動制限は解除されており、処分庁は、こうした事情も含めて総合的に判定したものである。

また、過去、てんかん発作がなくても2級認定されていることについては、興奮、多動などの問題行動も含め、診断書の記載事項に基づき認定基準と照らし合わせて総合的に判断しているため、判定結果に違いが出たものである。

(3) 審査請求人が、対象児童に対し養育上の配慮や経済的負担をしていること、日常生活に制限があること、困り感や不自由さがあることについては、理解するものの、手当の認定は診断書によるものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

審査請求人の主張する事情は、おおむね、①SM社会能力検査の結果等から対象児童の障害は認定基準に該当すること、②てんかんによる行動制限は継続観察中であり、また、過去にてんかん発作がなくても認定されていること、③本件児童は多くの困難さを抱えていること、④処分庁は非該当になるようにあてはめたと考えることの各事情であるところ、①にあつては、処分庁は診断書に記載されたSM社会能力検査の結果等も含めて総合的に判断して、認定基準に定める障害の状態にないと判断していること、②にあつては、てんかん発作の経過からすると発作は抑制されている状態であると認められ、また、手当の

認定は申請時における診断書の記載内容から総合的に判断されるものであること、③にあつては、対象児童を養育する保護者が苦労を経験されていることは察せられるものの、障害の認定は診断書によるものであること、④にあつては、本件に現れた証拠からは、審査請求人の主張する事実を窺わせる事情は認められないことから、いずれもその主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年10月5日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月10日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、発達障害関連症状として「言語コミュニケーションの障害」、「相互的な社会関係の質的障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」はいずれも「乏しい」とされ、「不安」の精神症状や「性的逸脱行動」及び「暴言・虚言」の問題行動がみられるものの、IQは71の「軽度」とされ、てんかん発作は2年間見られずに行動制限が解除されており、「性的逸脱行動」も繰り返されている様子はないとされ、また、日常生活の能力の程度は、「食事」、「洗面」、「排泄」、「衣服」及び「入浴」のいずれも自立しているほか、要注目度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまっており、それらの記載からは、日常生活に著しい制限を受ける状態にあるとは認められない。

一方で、同診断書には、SM社会生活能力検査において社会生活年齢が8歳3ヶ月相当（実年齢17歳）であること、身体障害の合併症として発達性協調運動障害があることが記載されており、審査請求人からは、これらの内容が考慮されていないとの主張があつたことから、審理員は、慎重を期すため、処分庁に対し、原処分を行うに当たって、これらの記載内容をどのように考慮したのか照会した。

これに対し、処分庁は、SM社会生活能力検査の結果から、対象児童に一定の発達の遅れは認められるものの、当該結果も一つの指標としつつ、診断書の記載内容を総合的に判断したこと、また、発達性協調運動障害については、日常生活に及ぼす制限の程度を中心に確認したところ、日常生活に著しい制限を受けるほどの影響を及ぼしているとは判断できなかつたと回答し、当該回答からは、

障害認定の判断過程において考慮すべき内容を考慮していないという事情は認められず、審査請求人が主張する点を踏まえても、日常生活に著しい制限を受ける状態にあるとまでは認められない。

こうした事実関係に基づき、精神の障害に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美